

利府町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、利府町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年度2回開催するものとする。

2 町長は、総合教育会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があるときは、町長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

(議長)

第3条 総合教育会議の会議は、町長がその議長となる。

(会議の公開)

第4条 総合教育会議の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって町長及び教育委員会が合意したときは、非公開の会議を開くことができる。

(1) 非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第5条 町長は、総合教育会議の会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第1号及び第2号の規定を除く。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴については、利府町教育委員会会議傍聴人規則（昭和27年教委規則第3号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 総合教育会議の事務局を政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、町長が教育委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。